

平成23年村上市条例第2号

村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、一定の地域内において包括的なまちづくりを行う組織の設置及び事業の実施並びに村上市地域まちづくり交付金（以下「交付金」という。）に関する事項を定め、誇りと活気あふれる地域づくりを展開し、元気あふれる定住の里づくりと市民協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 町内や集落がまとまった一定の区域をいう。
- (2) 地域まちづくり組織 町内や集落における活動の支援を含めた包括的な地域のまちづくりを行う組織をいう。
- (3) コミュニティビジネス 地域が有する人材、施設、資金等を活用し、起業、雇用及び生きがいの創出を推進し、地域の活性化に寄与する事業をいう。

(地域まちづくり組織の設置区域)

第3条 地域まちづくり組織（以下「地域組織」という。）は、地域単位で設置するものとし、その設置区域は、別に規則で定める。

(地域組織の要件)

第4条 地域組織は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
- (2) 地域組織の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。
- (3) その地域に居住する人及びその地域で事業を実施する個人若しくは法人又は地域で活動する各種団体で地域組織が認めたものを構成員としていること。

(事業)

第5条 地域組織は、地域におけるまちづくりの基本方針、地域の将来像、事業等をまとめた計画（以下「地域まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づき次に掲げる事業の中から選定して、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、まちづくりに関し、特に必要があると地域組織が認めること。

(活動の制限)

第6条 地域組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（候補予定者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- (4) 前3号に掲げる活動のほか、地域組織の活動として市長が不相当であると認める活動

(協力及び助言)

第7条 市長は、地域組織の円滑な運営を促進するため、地域組織の活動により生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(連携組織)

第8条 各地域組織は、地域組織相互の連携を図るため、地域組織の代表者等で構成する地域組織の連携組織を設置することができる。

(設置等の届出)

第9条 地域組織を設置したときは、規則に定めるところにより市長に届け出るものとする。その届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

(交付金の交付)

第10条 市長は、地域組織の運営支援及び地域まちづくり計画に基づき実施する地域組織の活動支援として、交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第11条 交付金の額は、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

(交付申請)

第12条 交付金の交付を受けようとする地域組織は、市長に交付金の交付の申請を行わなければならない。

(交付決定)

第13条 市長は、前条の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められるときは、交付の決定をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による審査により不相当と認められる場合は、是正指導を行い、修正等を行った結果適当と認められるときは、交付の決定を行うものとする。

(交付請求及び交付)

第14条 交付金の交付の請求は、前条の交付の決定の通知を受けた後に行うものとする。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに交付金の交付手続を行わなければならない。

(交付金の取扱い)

第15条 地域組織は、交付金の活用において、当該構成員の総意を反映し、民主的で公正な取扱いをしなければならない。

(実績報告)

第16条 地域組織は、毎年5月末日までに前年度の実績を市長に報告しなければならない。

( 情報公開 )

第17条 地域組織は、前条の規定による実績報告及び活動に関する全ての書類を事務所に備え付けるものとし、積極的にその情報の公開に努めるものとする。

( 委任 )

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条から第16条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則

平成23年3月31日

規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例（平成23年村上市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「行政区」とは、村上市区嘱託員規則（平成22年村上市規則第13号）第2条に規定する行政区をいう。

(地域組織の設置区域)

第3条 条例第3条に規定する設置区域は、別表第1のとおりとする。

(設置等の届出)

第4条 条例第9条の規定による届出は、地域まちづくり組織設置届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の届出の内容に変更が生じたときは、地域まちづくり組織変更届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(交付金の額)

第5条 市長は、条例第11条に規定する交付金の額を、村上市議会定例会における当初予算の議決後速やかに各地域組織に通知するものとし、各地域組織の交付金の額は別表第2に定める配分方法により算定した額とする。

2 前項の規定による通知は、地域まちづくり交付金通知書（様式第3号）により行うものとする。

(交付申請)

第6条 条例第12条の交付金の交付の申請は、地域まちづくり交付金交付申請書（様式第4号）により行うものとする。

(交付決定及び通知)

第7条 条例第13条第1項の交付の決定は、地域まちづくり交付金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 条例第13条第2項の是正指導は、口頭又は文書で行うものとする。

(交付金の交付方法)

第8条 交付金の交付方法は、四半期ごとに交付金を分割して交付するものとする。なお、交付する額に1,000円未満の端数が生じる場合は、最初に交付する四半期分に含めて交付するものとする。

2 市長は、地域組織の事業実施上やむを得ないと認めた場合は、前項の規定にかかわらず交付金の一部又は全部を一括して交付することができる。

(交付請求)

第9条 条例第14条第1項の交付金の交付の請求は、地域まちづくり交付金交付請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

( 会計処理 )

第10条 地域組織の会計は、単年度会計処理とし、会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

( 積立て )

第11条 地域組織は、将来において実施する事業の財源を計画的に確保するため、交付金を積み立てることができる。

( 繰越処理 )

第12条 地域組織は、各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度に繰り越すことができる。

( 実績報告 )

第13条 条例第16条の規定による実績報告は、地域まちづくり交付金実績報告書(様式第7号)により行うものとする。

( 関係書類の整理等 )

第14条 地域組織は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類については、交付を受けた会計年度終了後10年間保管しなければならない。

( 助成制度の活用 )

第15条 地域組織は、市民協働のまちづくりを積極的に推進するため、交付金の活用のほか、その他の各種助成制度を積極的に活用し、事業の拡大を図るものとする。

( 補則 )

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第5条から第13条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第15号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

地域まちづくり組織	行政区
村上地域まちづくり協議会	羽黒町、長井町、上町、大町、小町、庄内町、久保多町、片町、上片町、加賀町、泉町、塩町、寺町、大工町、細工町、安良町、小国町、鍛冶町、肴町、大欠、幸町、田端町、若葉町、希望ヶ丘住宅、中川原団地、南町一丁目、南町二丁目、山居町一丁目、山居町二丁目、飯野西、飯野一丁目、飯野二丁目、飯野三丁目、飯野桜ヶ丘、羽黒口、二之町、三之町、新町、堀片、杉原、石原
岩船まちづくり協議会	岩船上大町、岩船上町、岩船横新町、岩船中新町、岩船縦新町、岩船新田町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船岸見寺町、岩船地蔵町、岩船下大町、岩船三日市、岩船北浜町、瀬波温泉三丁目、八日市、上の山
活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会	瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波横町、瀬波新田町、松波町、学校町、瀬波温泉一丁目、瀬波温泉二丁目、浜新田、松山、三面、下渡、羽下ヶ淵、大平、滝の前、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、松原町四丁目、松原町住宅、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、緑町五丁目
山辺里地区まちづくり協議会	山辺里、四日市、天神岡、西興屋、仲間町、坪根、下相川、上相川、日下、小谷、下山田、上山田、門前、赤沢、菅沼、鑄物師、袋、大関、大栗田、高平
上海府地区町づくり推進委員会	岩ヶ崎、大月、野潟、間島、柏尾、吉浦、早川、馬下
あらかわ地区まちづくり協議会	貝附、花立、荒島、春木山、上鍛冶屋、下鍛冶屋、梨木、切田、十文字、野口、坂町住宅、坂町、坂町駅前、藤沢、山口、羽ヶ榎、田島、佐々木、荒川松山、金屋、鳥屋、大津、中倉、名割、中野、長政、両新、荒屋、海老江、前坪団地、堤下団地
神納地域まちづくり協議会	岩野沢、山田、飯岡、桃川、河内、南大平、指合、殿岡、小出、有明
神納東地域まちづくり協議会	里本庄、山屋、上助淵、下助淵、志田平、七湊
平林地域まちづくり協議会	松沢、小岩内、川部、湯ノ沢、葛籠山、平林、宿田
砂山地域まちづくり協議会	牛屋、福田、北新保、長松、赤松、塩谷
西神納地域まちづくり協議会	南田中、牧目、九日市、松喜和、今宿、大塚、潟端、高御堂、小口川、新飯田、岩船駅前
館腰地域まちづくり協議会	大場沢、古渡路、小川、十川、下新保、笹平、瑞雲、釜杭、小揚、熊登、あけぼの
三面地域まちづくり協議会	岩崩、荃太、千縄、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、猿田
たかねまちづくり協議会	高根、北大平、関口、黒田、中原、朝日中野、薦川、岩沢
猿沢地域まちづくり協議会	寺尾、宮ノ下、下中島、鶴渡路、上野、川端、猿沢、桧原、板屋越
塩野町地域まちづくり協議会	塩野町、松岡、早稲田、原小須戸、本小須戸、荒沢、大須戸、蒲萄
山北地区まちづくり協議会	府屋学校町、府屋本町、府屋浜町、府屋駅前通、岩崎、中浜、伊呉野、堀ノ内、温出、大谷沢、塔下、杉平、遅郷、岩石、荒川口、朴平、小俣、大代、雷、中継、山熊

	田、大沢、大毎、北中、北黒川、荒川、中津原、鷓泊、寝屋、暮石、勝木、間瀬、下大蔵、立島、長坂・遠矢崎、板屋沢・垣之内、北赤谷、下大鳥、北田中、上大鳥、浜新保、桑川、笹川、板貝、今川、脇川、寒川、芦谷、越沢
--	--

別表第 2 (第 5 条関係)

交付金の内訳	交付金内訳の額	地域組織への交付金配分額
人口割額	市長が定めた交付金の額の 65 パーセントに相当する額	人口割額を、交付金交付年度の 4 月 1 日現在の住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づく市の人口で除して得た額に、当該地域組織内の人口を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）
行政区割額	市長が定めた交付金の額の 28 パーセントに相当する額	行政区割額を、交付金交付年度の 4 月 1 日現在の行政区の数で除して得た額に、当該地域組織の行政区の数に乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）
加算額	市長が定めた交付金の額の 7 パーセントに相当する額	加算額を、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）、同法施行令（昭和 37 年政令第 301 号）及び同法施行規則（昭和 37 年自治省令第 14 号）の規定に基づく辺地（人口要件は適用しない。）の辺地度点数（行政区ごとに算出する。）の市の合計で除して得た額に、当該地域組織の辺地度点数の合計を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）

備考

平成 24 年度以降の年度途中で地域組織を設置し、当該年度に交付金の交付を受ける場合の交付金の額は、日割計算により算定するものとし、上記により算出して得た額を、交付金を交付する年度の日数で除して得た額に、地域組織を設置した日の翌日から年度末までの日数を乗じて得た額とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

地域まちづくり組織設置届出書

年 月 日

(あて先) 村上市長

地域まちづくり組織名

代表者氏名

印

地域まちづくり組織を設置したので、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

地域まちづくり組織の名称		
代表者	氏名	
	住所	
	電話番号	
事務所の所在地		
地域まちづくり組織を構成する行政区		
設置年月日		年 月 日
設立総会年月日		年 月 日

【添付書類】

- (1) 規約
- (2) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)
- (3) 地域まちづくり計画(地域におけるまちづくりの基本方針、地域の将来像、事業等をまとめた計画) ただし、策定済みの場合に添付
- (4) 設立総会の議案書、議事録又はこれに代わる議事経過の分かる資料及び設立総会開催時の写真



地域まちづくり組織変更届出書

年 月 日

(あて先) 村上市長

地域まちづくり組織名

代表者氏名

印

地域まちづくり組織の届出事項に変更がありましたので、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

2 変更年月日 年 月 日

3 総会承認年月日 年 月 日

【添付書類】

- (1) 規約
- (2) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)
- (3) 地域まちづくり計画(地域におけるまちづくりの基本方針、地域の将来像、事業等をまとめた計画)
- (4) 総会議案書及び議事録又はこれに代わる議事経過の分かる資料  
ただし、(1)から(3)までについては、変更があった場合のみ添付

地域まちづくり交付金通知書

年 月 日

地域まちづくり組織名

代表者氏名 様

村上市長

印

年度の地域まちづくり交付金算定額について、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 交付金算定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付金の算定基礎

	交付金予算総額		円
	交付金算定額		円
	人口割額		円
	行政区割額		円
	加算額		円
	日割減額		円
基礎 数 値	人口		人（市全体 人）
	行政区数		区（市全体 区）
	辺地度数	（内訳）	点（市全体 点） 点 点 点 点

備考

本通知は、交付金の交付額を定めたものであり、交付金の交付に当たっては、規則第6条の規定により、事業計画に基づいた交付の申請が必要になります。

地域まちづくり交付金交付申請書

年 月 日

(あて先) 村上市長

地域まちづくり組織名

代表者氏名

印

地域まちづくり交付金の交付を受けたいので、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 四半期ごとの分割以外の交付の場合は、その理由、交付時期及び金額

【添付書類】

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 総会議案書及び議事録又はこれに代わる議事経過の分かる資料

地域まちづくり交付金交付決定通知書

年 月 日

地域まちづくり組織名

代表者氏名

様

村上市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった地域まちづくり交付金の交付について、  
村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則第 7 条  
第 1 項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付時期及び金額

3 交付条件等

- (1) 交付金の請求を行う場合は、地域まちづくり交付金交付請求書（様式第 6 号）により請求すること。
- (2) 本年度の事業を完了したときは、翌年度の 5 月 31 日までに、地域まちづくり交付金実績報告書（様式第 7 号）により提出すること。
- (3) 交付金に係る帳簿等の関係書類は、交付を受けた会計年度終了後 10 年間整備し、及び保管するとともに、積極的に情報公開に努めること。

地域まちづくり交付金交付請求書

年 月 日

(あて先) 村上市長

地域まちづくり組織名

代表者氏名

印

年 月 日付けで交付決定のあった地域まちづくり交付金について、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付時期及び金額

3 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 支所・出張所
口座種類	普通 ・ 当座	
口座番号 通帳番号		
ふりがな 名義人	.....	

振込先は、前年度と振込先が異なる場合のみ記入してください。

地域まちづくり交付金実績報告書

年 月 日

(あて先) 村上市長

地域まちづくり組織名

代表者氏名

印

年 月 日付けで交付決定された地域まちづくり交付金について、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

交付金の交付額 \_\_\_\_\_ 円

【添付書類】

- (1) 事業報告書
- (2) 決算報告書
- (3) 決算監査報告書